

中部臨空都市における新たなリース制度のご案内

平成27年9月
愛知県企業庁

愛知県企業庁では、このたび中部臨空都市を対象としたリース制度の見直しを行いました。

新たなリース制度の内容は、以下のとおりです。

【事業用借地権】(借地借家法第23条第2項)

- ① リース期間
10年以上20年以内
- ② 年間リース料
分譲価格×4.2%+固定資産税相当額
- ③ 賃料改定
期間中のリース料は固定
- ④ 分譲へ切替えた場合の優遇措置
支払済みリース料の1/2を分譲代金から減額(最大7年間分)
 - * 固定資産税相当額を除く
 - * 不動産投資ファンド等の第三者が底地取得する場合も適用

お問い合わせ先

愛知県企業庁 企業誘致課 臨空都市推進第一・第二グループ
電話 052-954-6692・6693(ダイヤルイン)